



令和3年 (2021年) 3月10日(水)

No. 15368 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知的財産権侵害の公法的救済に関する一考察(上) (1)

知的財産権侵害の公法的救済 に関する一考察(上)

弁護士・新潟大学法学部
教授 田中 良弘

はじめに

本稿は、知的財産権侵害の公法的手法による救済の可能性について、現行の法体系を前提にしつつ、立法論の観点を含めて検討を加えるものである。いうまでもなく、知的財産法は、権利者の民事上の差止請求権(特許法100条、実用新案法27条、意匠法

37条、商標法36条、著作権112条等)について規定するとともに、民事上の損害賠償請求権に関して、侵害とみなす行為(特許法101条、実用新案法28条、意匠法38条、商標法37条、著作権法113条)や損害額の推定(特許法102条、実用新案法29条、意匠法39条、商標法38条、著作権法114条)、過失の推定(特許法103条〔商標法39条により準用〕、意匠法40条)、査証制度(特許法105条の2以下)等の規定を設ける

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携!
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所各員教授 有川博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!

